

## 一定の規模以上の土地の形質を変更するときは届出が必要です。

### ◆ 届出の趣旨

この届出は土壌汚染状況調査を行うきっかけとなるものです。土地の形質の変更が行われる土地(掘削部分のみ)が土壌汚染対策法の特定有害物質によって汚染されているおそれがある場合、浜松市長は、土地の所有者等に対して、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができます。

### ◆ 一定の規模とは

**有害物質使用特定施設<sup>※1</sup>を設置している工場・事業場の敷地の場合 ... 900 m<sup>2</sup>**  
**その他の土地の場合 ... 3,000 m<sup>2</sup>**

※1：有害物質使用特定施設 ... 水質汚濁防止法(又は下水道法)に規定する特定施設であって、土壌汚染対策法の特定有害物質を製造、使用又は処理するものをいいます。

### ◆ 土地の形質の変更とは

届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、現状から土地の形状を変更する行為全般をいい、掘削と盛土の別、高さ、深さを問いません。

また、連続した土地でなくても同一の事業計画の下で行われるものであれば、まとめて1つの土地の形質の変更の行為とみなし、土地の形質を変更する面積の合計が「一定の規模」以上であれば届出が必要です。

★ ただし、以下の行為について届出は必要ありません。

- ① 次のいずれにも該当しない行為(例：土地の形質の変更の内容が盛土のみの場合)
  - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
  - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
  - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50 cm以上であること<sup>※2</sup>
- ② 農業を営むために通常行われる行為であって、①のイに該当しないもの
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、①のイに該当しないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤ 浜松市長が土壌汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態がすべての特定有害物質の種類について基準に適合するものと認められるものとして浜松市長が指定した土地において行われる土地の形質の変更

※2：土地の形質の変更に係る部分の深さが50 cm以上であること ... 土地形質の変更に係る部分の中に1ヶ所でも地表から深さ50 cm以上掘削する場所があれば該当することになります。杭打ちや電柱の埋設等、地下に埋め込むような行為も掘削と判断します。

## ◆ 届出者

届出者は土地の形質の変更に関する計画の内容を決定する者になります。

例えば、工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者が該当します。

## ◆ 届出の手続き

土地の形質の変更そのものに着手する日の30日前までに、次に掲げる書類を1部（控えが必要な場合は2部）提出してください。

	チェック
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6）	
土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図（掘削部分と盛土部分 <sup>※3</sup> が区分して明記されていること。最大掘削深度の位置と深さが分かること。）	
土地の形質の変更をしようとする土地を明らかにした公図写し	
土地の形質の変更をしようとする土地の所有者の所在が明らかとなる書類（登記事項証明書、形質変更に係る工事請負契約書・同意書等）	

※3：掘削した後に盛土をした範囲は、工事前より地表が高くなったとしても「掘削」と表記してください。

## ◆ 土地の形質の変更の届出に併せて行う調査結果の提出

土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、先行して土壤汚染状況調査を実施し、土地の形質の変更の届出と併せて調査結果を報告することができます。

調査結果の提出があった場合には、調査の実施及びその結果の報告の命令の対象とはなりません。ただし、調査方法や結果に不備がある場合や、土地の形質の変更に着手する時点の土地の汚染の状態を反映していないものについては、浜松市長は、土地所有者等に対して、調査の実施及びその結果の報告を命ずることができます。

調査結果の報告に必要な書類	チェック
土壤汚染状況調査結果報告書（様式第7）	
土壤汚染状況調査を実施すること及び調査結果を提出することの同意書 ※届出者が当該土地の所有者等でない場合は添付してください。	
土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染の状態を明らかにした図面	
土壤汚染状況調査において土地の形質の変更に係る部分の深さより1mを超える位置について試料採取の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面	

## ◆ 届出書の記載例

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）浜松市長 中野祐介

届出者 住所 浜松市〇区〇〇町〇〇  
 氏名 株式会社〇〇  
 代表取締役 〇〇 〇〇

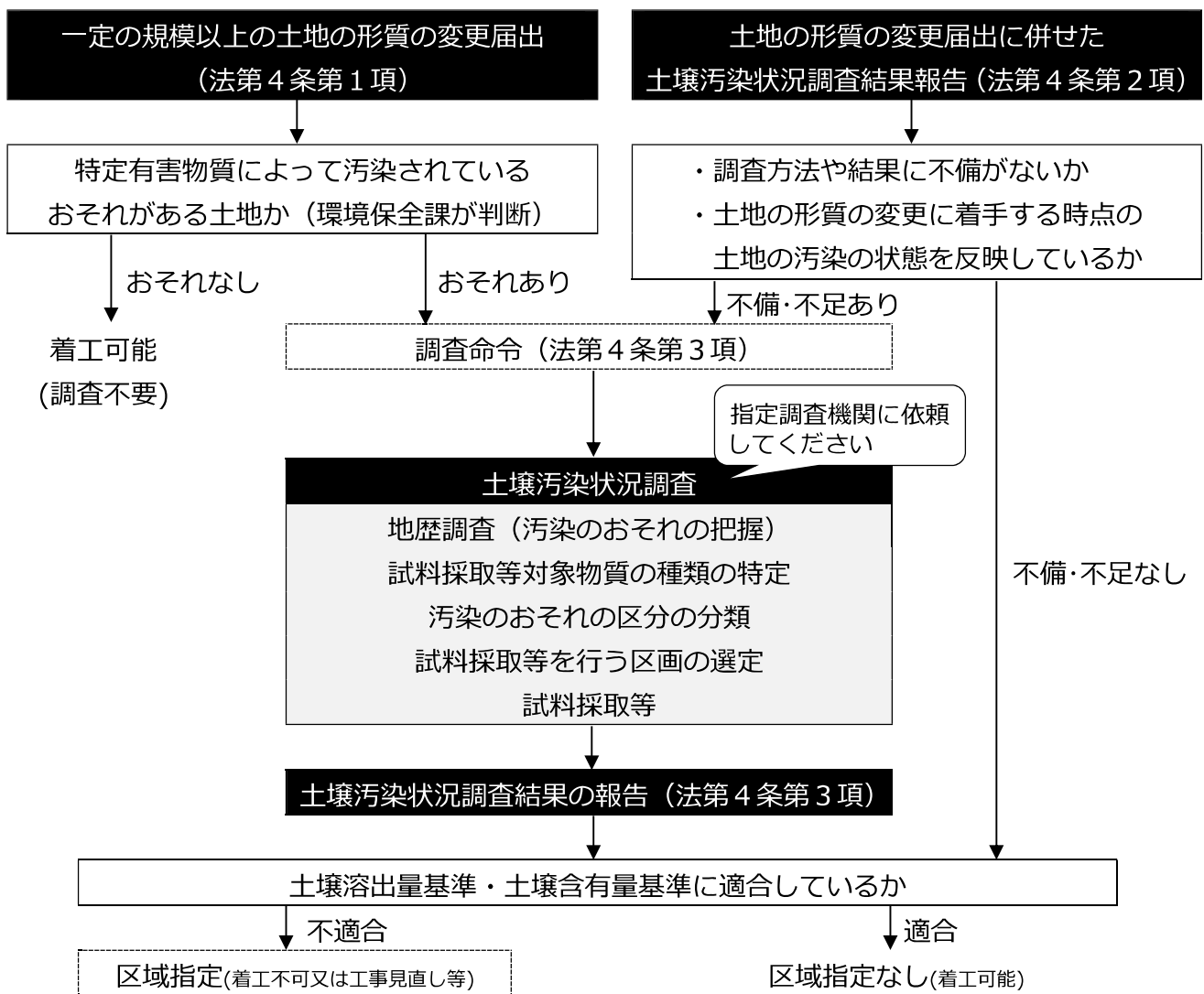
押印は必須ではない。

第3条第7項、第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更をする土地の地番を全て記載する。一覧の添付も可。

のとおりに届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	浜松市△△区△△町△△-1、△△-2 浜松市△△区□□町□□-1、□□-2	面積は、敷地全体の面積ではなく、形質変更する範囲の面積を記載する。
土地の形質の変更の場所	別図1のとおり	深さは、最大掘削深度を記載する。
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積 〇〇〇〇m <sup>2</sup> 、深さ △m	
土地の形質の変更の着手予定日	△△年△△月△△日	土地の形質の変更そのものに着手する日を記載する。（契約事務や設計等の準備行為は含まない。）
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	有害物質使用特定施設を設置している工場の敷地において、土地の形質を変更する場合に記載する。それ以外の土地の場合は、記載不要。
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	株式会社〇〇 浜松工場
	有害物質使用特定施設の種類の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設
	有害物質使用特定施設の設置場所	別図2のとおり
特定有害物質の種類	六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物	工場に設置されている有害物質使用特定施設及び使用している特定有害物質の種類を全て記載する。

◆ 土壌汚染状況調査の流れ（土壌汚染対策法第4条に基づく調査）



◆ 届出書等の様式のダウンロード

土壌汚染対策法に係る届出書等の様式は浜松市公式ホームページからダウンロードできます。

- 》「トップページ (<https://city.hamamatsu.shizuoka.jp>)」
- 》「手続き・暮らし」
- 》「環境」
- 》「環境保全」
- 》「公害・環境法令に係る届出書のダウンロード」

◆ 土壌汚染対策法に係る相談・届出の提出先

浜松市環境部環境保全課  
 〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1-10 鴨江分庁舎  
 TEL: 053-453-6144 FAX: 050-3606-4363  
 E-mail: kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

